



発行 新潟県

**第 22 号**

令和7年3月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 7 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（国際課）

告 示

- 287 新潟県有形文化財の指定（文化課）
- 288 新潟県選定保存技術保持者の追加認定（文化課）
- 289 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 290 新潟県建設工事入札参加資格審査規程の一部改正（監理課）
- 291 公共測量の終了通知（監理課）
- 292 公共測量の終了通知（監理課）
- 293 建築基準法による道路位置の廃止（建築住宅課）
- 294 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 295 都市計画事業の事業計画の変更施行（下水道課）
- 296 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 297 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 298 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

教育委員会規則

- 1 新潟県立文書館規則の一部を改正する規則（生涯学習推進課）

教育委員会告示

- 3 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）

公安委員会規則

- 3 新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（運転免許センター）
- 4 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（運転免許センター）

公安委員会告示

- 1 検定合格者審査の実施（生活安全企画課）

規 則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第7号**

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年新潟県規則第14号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(条例別表第1号の表の規則で定める場合)</p> <p><b>第2条</b> 条例別表第1号の表の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申請者が、その者の住所の所在地を管轄する条例別表第1号の表に掲げる市町村の区域以外の区域において就学、就労等をしているため当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合その他やむを得ない理由により当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合(その者の居所の所在地を管轄する同表に掲げる市町村において一般旅券の発給を申請することができる場合を除く。)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(条例別表第1号の表の規則で定める場合)</p> <p><b>第2条</b> 条例別表第1号の表の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申請者が、その者が記録されている住民基本台帳を備える条例別表第1号の表に掲げる市町村の区域以外の区域において就学、就労等をしているため当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合その他やむを得ない理由により当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合</p> <p>(4) (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

**告 示**

**◎新潟県告示第287号**

新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花角 英世

**第5条第1項の規定による有形文化財の指定**

種 別	名 称	員 数	所在地	所有者
有形文化財 (古文書)	越後国石井庄寄人庄子解	1通	長岡市関原町1丁目字権現堂2247番地2 (新潟県立歴史博物館)	新潟県
有形文化財 (考古資料)	鍋屋町遺跡出土品	523点	上越市春日山町1丁目2-8 (上越市埋蔵文化財センター) 柏崎市緑町8番35号 (柏崎市立博物館)	上越市 柏崎市 三井田 忠明

**◎新潟県告示第288号**

新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)第37条の2第2項の規定により、次の者を新潟県選定保存技術の保持者に追加認定する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花角 英世

第37条の2第2項の規定による選定保存技術保持者の追加認定

種別	名称	保持者の氏名	住所
選定保存技術	屋根葺(茅葺)	樋口 隆	長岡市千歳3-9-24

◎新潟県告示第289号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、岩船郡関川村の一部を受益地域とする県営小和田地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設整備」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和7年3月24日から令和7年4月18日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第290号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年12月新潟県告示第3296号)の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花角 英世

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p><b>別記</b>(第6条、第16条関係) 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p>	<p><b>別記</b>(第6条、第16条関係) 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p>

<p>2 主観的事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社会貢献活動等の状況 次のアからキまでに掲げる事項の該当の有無</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 男女共同参画の推進状況 新潟県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録又は<u>新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業の認定</u>及び次の(ア)から(エ)までに掲げる事項</p> <p>(ア) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号) <u>第12条第1項又は第5項</u>に基づく一般事業主行動計画の策定</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>2 主観的事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社会貢献活動等の状況 次のアからキまでに掲げる事項の該当の有無</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 男女共同参画の推進状況 新潟県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録及び次の(ア)から(エ)までに掲げる事項</p> <p>(ア) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号) <u>第12条第1項又は第4項</u>に基づく一般事業主行動計画の策定</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
---	--

◎新潟県告示第291号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年9月15日から令和7年3月3日まで
- 3 作業地域 新潟県胎内市鯉江地内

◎新潟県告示第292号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査二級水準測量)
- 2 作業期間 令和6年9月30日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県南魚沼地域

◎新潟県告示第293号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

令和7年3月21日

新潟県三条地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日  
令和7年3月5日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
○廃止した部分(昭和38年10月22日指定の全部) 燕市大曲字居付2724番地2の内	4.00	17.50

## ◎新潟県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 佐渡都市計画下水道  
名称 佐渡市公共下水道（両津処理区）  
佐渡市特定環境保全公共下水道（相川処理区）  
佐渡市公共下水道（国府川処理区）  
長石北都市下水路  
四日町都市下水路
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

## ◎新潟県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画及び五泉都市計画下水道事業
  - (2) 名称 信濃川下流域下水道（新津処理区）
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事務所の所在地  
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業施行期間  
昭和54年9月25日から令和14年3月31日まで
- 5 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## ◎新潟県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称  
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
  - (2) 名称 新潟市新津公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和48年1月16日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## ◎新潟県告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称  
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
  - (2) 名称 新潟市船見公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和27年12月1日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## ◎新潟県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称  
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
  - (2) 名称 新潟市中部公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和44年3月28日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

教育委員会規則

新潟県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

**新潟県教育委員会規則第1号**

新潟県立文書館規則の一部を改正する規則

新潟県立文書館規則（平成4年新潟県教育委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（開館時間）</p> <p><b>第2条</b> 文書館の開館時間は、午前9時30分から<u>午後5時まで</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（休館日）</p> <p><b>第3条</b> 文書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）月曜日（その日が<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）</u>に規定する休日）に当たるときを除く。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（開館時間）</p> <p><b>第2条</b> 文書館の開館時間は、午前9時30分から<u>午後7時まで</u>とする。<u>ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び12月28日は、午後5時までとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（休館日）</p> <p><b>第3条</b> 文書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）月曜日（その日が<u>祝日</u>に当たるときを除く。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2 （略）</p>

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会告示

**◎新潟県教育委員会告示第3号**

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月21日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

（太枠部分は改正部分）

改正後										改正前												
別表第1 県立高等学校										別表第1 県立高等学校												
県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員				県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員								
本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年					
(略)										(略)												
新潟県立新潟中央高等学校		普通	(略)		240	(略)				新潟県立新潟中央高等学校		普通	(略)		280	(略)						
(略)										(略)												
新潟県立新潟東高等学校		(略)				240	(略)			新潟県立新潟東高等学校		(略)			280	(略)						
新潟県立新潟北高等学校		(略)			120		160			新潟県立新潟北高等学校		(略)			160		200					
新潟県立新潟工業高等学校		機械	(略)				(略)			新潟県立新潟工業高等学校		機械	(略)		80	(略)						
		電気	(略)				(略)					電気	(略)		80	(略)						
		建築	(略)				(略)					建築	(略)		80	(略)						
		土木	(略)				(略)					土木	(略)		40	(略)						
		工業化学	(略)				(略)					工業化学	(略)		40	(略)						
		I T工学	(略)			40	(略)					I T工学	(略)			(略)						
		ロボティクス工学	(略)			80	(略)					ロボティクス工学	(略)			(略)						
		都市工学	(略)			40	(略)					都市工学	(略)			(略)						
		建築工学	(略)			80	(略)					建築工学	(略)			(略)						
環境化学	(略)			40	(略)			環境化学	(略)			(略)										
(略)										(略)												
新潟県立巻高等学校		(略)					800			新潟県立巻高等学校		(略)				840						
(略)										(略)												
新潟県立豊栄高等学校		(略)			40	(略)				新潟県立豊栄高等学校		(略)			80	(略)						
(略)										(略)												
新潟県立新津南高等学校		(略)				120	(略)			新潟県立新津南高等学校		(略)			160	(略)						
新潟県立白根高等学校		(略)			40	(略)				新潟県立白根高等学校		(略)			80	(略)						
(略)										(略)												
新潟県立新発田南高等学校		普通	(略)		120	(略)				新潟県立新発田南高等学校		普通	(略)		160	(略)						
(略)										(略)												
新潟県立新発田商業高等学校		商業			120	120	120			新潟県立新発田商業高等学校		商業			120	120	120					
新潟県立村上高等学校		(略)				120	(略)			新潟県立村上高等学校		(略)			160	(略)						
新潟県立村上桜ヶ丘高等学校		(略)					360			新潟県立村上桜ヶ丘高等学校		(略)				440						
(略)										(略)												
新潟県立阿賀野高等学校		(略)			40	(略)				新潟県立阿賀野高等学校		(略)			80	(略)						
(略)										(略)												
新潟県立長岡大手高等学校		普通	(略)		200	(略)				新潟県立長岡大手高等学校		普通	(略)		240	(略)						
新潟県立長岡向陵高等学校		(略)					200			新潟県立長岡向陵高等学校		(略)				240						
(略)										(略)												
新潟県立長岡商業高等学校		総合ビジネス			160	160	160			新潟県立長岡商業高等学校		総合ビジネス			160	160	160					
新潟県立長岡商業高等学校		情報ビジネス								新潟県立長岡商業高等学校		情報ビジネス										
(略)										(略)												
新潟県立栃尾高等学校		(略)					200			新潟県立栃尾高等学校		(略)				240						
新潟県立見附高等学校		(略)				80	(略)			新潟県立見附高等学校		(略)			120	(略)						
新潟県立三条高等学校		普通	(略)		200	(略)				新潟県立三条高等学校		普通	(略)		240	(略)						
新潟県立三条高等学校		理数			40					新潟県立三条高等学校												



新潟県立三条東高等学校	(略)	200	(略)
(略)			
新潟県立三条商業高等学校	(略)	120	
(略)			
新潟県立小千谷西高等学校	(略)	440	
(略)			
新潟県立小出高等学校	(略)	120	(略)
新潟県立国際情報高等学校	(略)		
	情報科学	(略)	40
新潟県立六日町高等学校	(略)	160	(略)
(略)			
新潟県立十日町高等学校	普通	(略)	160 (略) 200
	普通	40	40 40 40 40
新潟県立十日町総合高等学校	(略)	400	
新潟県立松代高等学校	(略)	80	
(略)			
新潟県立柏崎常盤高等学校	(略)	80	120 80
(略)			
新潟県立柏崎工業高等学校	機械創造	40	40 40 40
(略)			
新潟県立高田北城高等学校	普通	160	200 160
(略)			
新潟県立高田商業高等学校	(略)	120	
新潟県立久比岐高等学校	(略)	(略)	
(略)			
新潟県立新井高等学校	(略)	400	
(略)			

**別表第2 県立中等教育学校**

県立学校の名称	全日制の課程の学科(後期課程)	収容定員				
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年
(略)						
新潟県立直江津中等教育学校	(略)	80	(略)			
新潟県立佐渡中等教育学校	(略)	40				

新潟県立三条東高等学校	(略)	240	(略)
(略)			
新潟県立三条商業高等学校	(略)	160	
(略)			
新潟県立小千谷西高等学校	(略)	480	
(略)			
新潟県立小出高等学校	(略)	160	(略)
新潟県立国際情報高等学校	(略)		
	情報科学	(略)	80
新潟県立六日町高等学校	(略)	200	(略)
(略)			
新潟県立十日町高等学校	普通	(略)	200 (略) 240
	普通	40	40 40 40 40
	佐之山分校 普通		40
新潟県立十日町総合高等学校	(略)	440	
新潟県立松代高等学校	(略)	40	
(略)			
新潟県立柏崎常盤高等学校	(略)	120	80 120
(略)			
新潟県立柏崎工業高等学校	機械		
	電子機械		
	電気		
	工業化学		
	機械創造	40	40 40
(略)			
新潟県立高田北城高等学校	普通	200	160 200
(略)			
新潟県立高田商業高等学校	(略)	160	
新潟県立久比岐高等学校	(略)	40	(略)
(略)			
新潟県立新井高等学校	(略)	440	
(略)			

**別表第2 県立中等教育学校**

県立学校の名称	全日制の課程の学科(後期課程)	収容定員				
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年
(略)						
新潟県立直江津中等教育学校	(略)	120	(略)			
新潟県立佐渡中等教育学校	(略)	80				

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤良人

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(警察署長の駐車許可)</p> <p><b>第7条の5</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p><b>第12条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、<u>運転免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>(以下「<u>運転免許証等</u>」という。)の写し及び自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の運転記録証明書</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けているときは、<u>運転免許証等</u>の写しを添付して、前項の規定に基づく住民票の写しの添付に代えることができる。</p> <p>(緊急自動車運転資格審査の申請等)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 公安委員会は、審査に合格した者の<u>運転免許証等</u>に当該合格に係る事項を記載又は記録(以下この条において「<u>記載等</u>」という。)するものとする。</p> <p>3 審査に合格した者が<u>運転免許証等</u>を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したため<u>運転免許証等</u>の再交付を受け、又は異なる種類の免許を取得し新たな運転免許証の交付若しくは免許情報記録個人番号カードへの記録を受け、前項の記載等を必要とする場合は、公安委員会が審査の合格を確認の上、この記載等を行うものとする。この場合</p>	<p>(警察署長の駐車許可)</p> <p><b>第7条の5</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 当該車両の運転手の運転免許証</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p><b>第12条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、<u>運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の運転記録証明書</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けているときは、<u>運転免許証</u>の写しを添付して、前項の規定に基づく住民票の写しの添付に代えることができる。</p> <p>(緊急自動車運転資格審査の申請等)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 公安委員会は、審査に合格した者の<u>運転免許証</u>に当該合格に係る事項を記載するものとする。</p> <p>3 審査に合格した者が<u>運転免許証</u>を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したため<u>運転免許証</u>の再交付を受け、又は異なる種類の免許を取得し新たな運転免許証の交付を受け、前項の記載を必要とする場合は、公安委員会が審査の合格を確認の上、この記載を行うものとする。この場合において、他の都道府県公安委員会が行った審査に合格</p>

において、他の都道府県公安委員会が行った審査に合格した者は、別記様式第7の10の申請書を使用者を通じて公安委員会に提出しなければならない。

- 4 緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有する者（審査に合格した者を除く。）が、運転免許証等に運転資格に係る事項の記載等を必要とする場合は、別記様式第7の10の申請書を使用者を通じて公安委員会に提出しなければならない。

(特定免許情報の記録等の場所)

**第18条の2** 法第95条の2第3項に規定する特定免許情報の記録は、次の各号に掲げる場所において行う。

(1) 北蒲原郡聖籠町

新潟県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）

(2) 長岡市上前島

運転免許センター長岡支所（以下「長岡支所」という。）

(3) 上越市西本町

運転免許センター上越支所（以下「上越支所」という。）

(4) 佐渡市吉岡

運転免許センター佐渡支所（以下「佐渡支所」という。）

(試験の場所等)

**第20条** 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は、運転免許センター、長岡支所、上越支所及び佐渡支所において行うほか、臨時に免許試験を行う必要があるときは、その都度、運転免許センター長が指定する場所において行う。

した者は、別記様式第7の10の申請書を使用者を通じて公安委員会に提出しなければならない。

- 4 緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有する者（審査に合格した者を除く。）が、運転免許証に運転資格に係る事項の記載を必要とする場合は、別記様式第7の10の申請書を使用者を通じて公安委員会に提出しなければならない。

(試験の場所等)

**第20条** 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。

(1) 北蒲原郡聖籠町

新潟県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）

(2) 長岡市上前島

運転免許センター長岡支所（以下「長岡支所」という。）

(3) 上越市西本町

運転免許センター上越支所（以下「上越支所」という。）

(4) 佐渡市吉岡

運転免許センター佐渡支所（以下「佐渡支所」という。）

(5) 前各号に定めるもののほか臨時に免許試験を行う必要があるときは、その都度、運転免許センター長が指定する場所

(更新申請場所等)

**第24条の2** 法第101条第1項及び第101条の2第1項に規定する運転免許証の更新申請を行う場所は、別表第3のとおりとする。

2 法第101条第1項及び第101条の2第1項に規定する免許情報記録の更新申請を行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。

3 法第101条の2の2第1項に規定する住所地以外の公安委員会を經由して行う運転免許証等の更新申請を行う場所は、運転免許センターとする。

4 法第94条第1項に規定する運転免許証等の記載事項の変更届出を行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所、各警察署(佐渡警察署を除く。)、新発田警察署胎内分庁舎及び長岡警察署栃尾幹部交番とする。

5 (略)

6 免許情報記録個人番号カードを有する者が、前項の申請を行う場所は、前項の規定にかかわらず、第18条の2各号に掲げる場所とする。

7 取消し申請を運転免許証の更新申請と同時にを行う場合の申請場所は、第4項の規定にかかわらず、第1項に規定する場所とする。ただし、免許情報記録個人番号カードを有する者が取消し申請を運転免許証の更新申請と同時に行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。

(運転免許証等の更新申請における申請用写真の省略)

**第24条の3** 規則第29条第3項(規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の2各号に掲げる場所において法第101条第1項に規定する運転免許証等の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証等の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(取消し申請における申請用写真の省略)

**第24条の4** 規則第30条の7第4項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の2各号に掲げる場所、古町出張所又は警察署(佐渡警察署を除く。)において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(特定免許情報の記録の申請等における申請用写真の省略)

**第24条の5** 規則第21条の2第3項の規定及び規則

(更新申請場所等)

**第24条の2** 法第101条第1項及び第101条の2第1項に規定する運転免許証の更新申請(第5項において「更新申請」という。)を行う場所は、別表第3のとおりとする。

2 法第101条の2の2第1項に規定する住所地以外の公安委員会を經由して行う運転免許証の更新申請を行う場所は、運転免許センターとする。

3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、各警察署(佐渡警察署を除く。)、新発田警察署胎内分庁舎及び長岡警察署栃尾幹部交番とする。

4 (略)

5 取消し申請を更新申請と同時にを行う場合の申請場所は、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する場所とする。

(運転免許証の更新申請における申請用写真の省略)

**第24条の3** 規則第29条第3項(第29条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(取消し申請における申請用写真の省略)

**第24条の4** 規則第30条の9第3項の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、古町出張所又は警察署(佐渡警察署を除く。)において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第21条の9第3項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の2各号に掲げる場所において、特定免許情報の記録申請を行う場合及び免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る運転免許証の交付申請を行う場合とする。ただし、第24条の3各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(運転経歴証明書の交付等の申請手続)

**第24条の6** 法第105条の2第1項の規定により運転経歴証明書の交付を申請しようとする者は第24条の2第5項に規定する場所に、法第105条の2第3項の規定により運転経歴情報の記録を申請しようとする者又は運転経歴証明書の交付及び運転経歴情報の記録の双方を申請しようとする者は第18条の2各号に掲げる場所に、運転経歴証明書交付等申請書(別記様式第12の2)を提出しなければならない。

2 規則第30条の8第2項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の2各号に掲げる場所において取消し申請と日と同じくして運転経歴証明書の交付を申請する場合とする。

3 規則第30条の10第1項の規定により運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者は、運転経歴証明書記載事項変更等届(別記様式第12の3)を第24条の2第5項に規定する場所に提出しなければならない。

4 規則第30条の11第1項の規定により運転経歴証明書の再交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書再交付申請書(別記様式第12の4)を第24条の2第5項に規定する場所に提出しなければならない。ただし、運転経歴情報記録個人番号カード(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)に、法第105条の2第4項の規定により申請者の運転経歴情報が記録されているものをいう。以下同じ。)を所持している者又は所持していた者が再交付申請を行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。

5 規則第30条の12の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、運転経歴証明書返納届(別記様式第12の5)に運転経歴証明書を添えて、第24条の2第5項に規定する場所に提出しなければならない。ただし、運転経歴情報記録個人番号カードを所持している者又は所持していた者が運転経歴証明書の返納を行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。

(運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する

(運転経歴証明書)

**第24条の5** 法第104条の4第5項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定により運転経歴証明書の交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書交付申請書(別記様式第12の2)を第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。

2 規則第30条の10第2項の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所又は佐渡支所において取消し申請と日と同じくして運転経歴証明書の交付を申請する場合とする。

3 規則第30条の12第1項の規定により運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者は、運転経歴証明書記載事項変更届出書(別記様式第12の3)を第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。

4 規則第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書再交付申請書(別記様式第12の4)を第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。

5 規則第30条の14の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、運転経歴証明書返納届(別記様式第12の5)に運転経歴証明書を添えて、第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。

者の住所等の変更の届出)

第24条の7 規則第30条の15第2項の規定により運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者で、運転経歴情報の記録の変更を届け出ようとするものは、第18条の2各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴証明書記載事項変更等届出書(別記様式第12の3)を提出しなければならない。

(運転経歴情報の抹消)

第24条の8 規則第30条の16第1項の規定により運転経歴証明情報の抹消の届出をしようとする者は、第18条の2各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴情報抹消届(別記様式第12の6)を提出しなければならない。

(運転免許証の返納)

第25条 法第106条の3第1項の規定により運転免許証を返納しようとする者は、第24条の2第5項に規定する場所に、別記様式第13の返納届に運転免許証を添えて提出しなければならない。

(免許情報記録の抹消)

第25条の2 法第106条の4第1項の規定により免許情報記録を抹消しようとする者は、第18条の2各号に掲げる場所に、免許情報記録個人番号カードを提示するとともに別記様式第13の2の抹消届を提出しなければならない。

別記様式第7(第12条の2関係)

(略)
安全運転管理者に関する届出書
(略)
(略)

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの写し(免許情報記録個人番号カードの場合は表面のみ)と運転記録証明書(証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のもの)を添付してください。

別記様式第7の2(第12条の2関係)

(略)
副安全運転管理者に関する届出書
(略)
(略)

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの写し(免許情報記録個人番号カードの場合

(運転免許証の返納)

第25条 法第107条第1項の規定により運転免許証を返納しようとする者は、別記様式第13の返納届に運転免許証を添えて提出しなければならない。

別記様式第7(第12条の2関係)

(略)
安全運転管理者に関する届出書
(略)
(略)

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証の写しと運転記録証明書(証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のもの)を添付してください。

別記様式第7の2(第12条の2関係)

(略)
副安全運転管理者に関する届出書
(略)
(略)

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証の写しと運転記録証明書(証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のも

<p>は表面のみ。)と運転記録証明書(証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のもの)を添付してください。</p> <p><b>別記様式第11</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">運転免許試験合格決定取消通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>免許証の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許情報記録の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)		運転免許試験合格決定取消通知書		(略)		免許証の番号		免許情報記録の番号		(略)		(略)		<p>の)を添付してください。</p> <p><b>別記様式第11</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">運転免許試験合格決定取消通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>免許証の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)		運転免許試験合格決定取消通知書		(略)		免許証の番号		(略)		(略)	
(略)																											
運転免許試験合格決定取消通知書																											
(略)																											
免許証の番号																											
免許情報記録の番号																											
(略)																											
(略)																											
(略)																											
運転免許試験合格決定取消通知書																											
(略)																											
免許証の番号																											
(略)																											
(略)																											

**第2条** 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第7の9、別記様式第7の10、別記様式第12の2、別記様式第12の3、別記様式第12の4及び別記様式第12の5を次のように改める。

別記様式第7の9 (第15条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年    月    日                 </div>															
新潟県公安委員会    殿															
氏名・生年月日										年    月    日生					
住所															
審査に係る緊急自動車の種類															
大型    中型    準中型    普通    大自二    普自二    小型二輪															
現 に 受 け て い る 免 許	免 許 証	交付公安委員会		公安委員会交付											
		交付年月日		年    月    日	有効期限		年    月    日								
		免許証の番号													
	免 許 情 報	記録公安委員会		公安委員会記録等											
		記録年月日		年    月    日	有効期限		年    月    日								
		免許情報記録の番号													
	第 一 種 免 許	二・小・原		年    月    日											
		その他		年    月    日											
	第二種免許		年    月    日												
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件															
緊急自動車の使用者		所在地													
		職名													
		氏名													

備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第7の10 (第15条関係)

緊急自動車運転資格記載申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年      月      日                 </div>															
新潟県公安委員会      殿															
氏名・生年月日										年      月      日生					
記載申請の理由					1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 運転免許証が再交付されたため 3 免許情報記録個人番号カードが更新・再交付されたため 4 その他										
審査合格年月日					年      月      日										
審査公安委員会					公安委員会										
緊急自動車の種類					大型    中型    準中型    普通    大自二    普自二    小型二輪										
現 に 受 け て い る 免 許	免 許 証	交付公安委員会			公安委員会交付										
		交付年月日			年      月      日			有効期限		年      月      日					
		免許証番号													
	免 許 情 報	記録公安委員会			公安委員会記録等										
		記録年月日			年      月      日			有効期限		年      月      日					
		免許情報記録の番号													
免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二
緊急自動車の使用者					所在地										
					職名										
					氏名										

- 備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証が再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は該当するものを○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第12の2 (第24条の6関係)

受付場所	通知番号

運転経歴証明書交付等申請書

新潟県公安委員会 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

申請用写真

【現に受けているもの】		有効		年月日	交付	年月日
免許番号/ 経歴番号						
記録番号/ 経歴記録番号		有効	年月日	記録等	年月日	
フリガナ						
氏名						
旧姓/ 通称名		生年月日	年月日	性別		
住所						
区分	二・小・原	他	二種	種		
				類		

マイナンバーカードに運転経歴情報を記録することを希望する方は、該当する項目に○印を付けてください。

マイナンバーカードの有効期間確認結果
有効 ・ 期限切れ (手続不可)
マイナンバーカードを紛失・再交付したことが
有 ・ 無

有の場合のみ

今回記録するカードは最新のマイナンバーカード
はい ・ いいえ

手続後の内容で保有したいもの	電話番号
運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報が記録されたマイナンバーカード	

運転経歴証明書		マイナンバーカードへの記録		今回の記録はマイナンバーカードの紛失による再記録か	マイナンバーカードに記録した運転経歴情報に係る暗証番号
交付希望	返納希望	記録希望	抹消希望		
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	はい ・ いいえ	

変更がある場合は、太枠内を記入してください。

変更部分のみ記入	フリガナ				旧姓併記の希望 有 ・ 無	新 生 年 月 日	年 月 日
	新氏名						
変更内容	新住所	〔〒 - 〕				新 性 別	男 ・ 女
	・氏名 ・住所	・旧姓 ・性別	・通称名 ・生年月日	確認書類	・マイナンバー ・公共料金 ・郵便物	・住民票 (コピー添付 原本は ・保険証 (国保・その他) ・その他	(添付)

(この線から下には記入しないこと。)

取消申請年月日
年 月 日
取消申請場所
署 センター

備考
本人確認書類

受付印

別記様式第12の3 (第24条の6関係)

受付場所

運転経歴証明書記載事項変更等届

新潟県公安委員会 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

【現に受けているもの】									
免許番号/ 経歴番号	有効	年 月 日	交付	年 月 日					
記録番号/ 経歴記録番号	有効	年 月 日	記録等	年 月 日					
フリガナ									
氏名									
旧姓/ 通称名				生年月日	年 月 日	性別			
住所									
区分	二・小・原	他	二種	種					
				類					

変更内容
・氏名 ・旧姓
・通称名
・住所 ・性別
・生年月日
確認書類
・マイナンバーカード
・住民票 (コピー添付 原本は に添付)
・公共料金 ・郵便物
・保険証 ( 国保 ・ その他 )
・その他

フリガナ	
届出者氏名	

連絡先電話番号 ( 本人 ・ 届出者 )

変更がある場合は、太枠内を記入してください。

変更部分のみ記入	フリガナ				旧姓併記の希望 有・無	新 生 年 月 日	年 月 日
	新 氏 名						
	新 住 所	[〒 - ]				新 性 別	男 ・ 女

(この線から下には記入しないこと。)

備考

受付印

別記様式第12の4 (第24条の6関係)

運転経歴証明書再交付申請書

(運転経歴証明書 亡失・滅失 てん末書 兼 運転経歴証明書記載事項変更等届)

受付場所

新潟県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

申請用写真

【現に受けているもの】
免許番号/経歴番号 有効 年月日 交付 年月日
記録番号/経歴記録番号 有効 年月日 記録等 年月日
フリガナ
氏名
旧姓/通称名 生年月日 年月日 性別
住所
区分 二・小・原 他 二種 種類

マイナンバーカードに運転経歴情報を記録することを希望する方は、該当する項目に○印を付けてください。

再交付理由
電話番号
再交付申請するもの
運転経歴証明書の返納
運転経歴証明書の返納
マイナンバーカードに記録された運転経歴情報の抹消
運転経歴証明書
有・無
有・無
有・無

有効期間確認結果
有効・期限切れ(手続不可)
マイナンバーカードを紛失・再交付したことが有・無
有の場合のみ
今回記録するカードは最新のマイナンバーカード
はい・いいえ

変更がある場合は、太枠内を記入してください。

変更部分のみ記入
フリガナ
旧姓併記の希望
新氏名
有・無
旧姓・旧姓・通称名
住所・性別・生年月日
新生年月日 年月日 新性別 男・女
確認書類
住民票・マイナンバーカード・郵便物
保険証(国保・その他)・公共料金
その他
新住所

運転経歴証明書 亡失・滅失 てん末書
紛失等したもの
運転経歴証明書
運転経歴情報が記録されたマイナンバーカード
1 いつごろ 2 どこで
3 なくした状況
私は、不正に運転経歴証明書の再交付を受けた場合は処罰されることや、再交付を受けた後に亡失した運転経歴証明書を発見した場合はこれを返納する必要があることを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。
氏名
取扱者 所属 階級 氏名

(この線から下には記入しないこと。)

本人確認書類
備考

受付印

別記様式第12の5 (第24条の6 関係)

受付場所

**運転経歴証明書返納届**

新潟県公安委員会 殿

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

【現に受けているもの】									
免許番号/ 経歴番号		有効	年	月	日	交付	年	月	日
記録番号/ 経歴記録番号		有効	年	月	日	記録等	年	月	日
フリガナ									
氏名									
旧姓/ 通称名					生年月日	年	月	日	性別
住所									
区分	二・小・原	他	二種	種					
				類					

運転経歴証明書の 記載事項変更	電話番号
有 ・ 無	

返納理由

----- (この線から下には記入しないこと。) -----

備考

受付印

第3条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第12の5の次に次の1様式を加える。

別記様式第12の6（第24条の8関係）

受付場所

**運転経歴情報抹消届**

新潟県公安委員会 殿

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

<b>【現に受けているもの】</b>											
免許番号/ 経歴番号		有効	年 月 日	交付	年 月 日						
記録番号/ 経歴記録番号		有効	年 月 日	記録等	年 月 日						
フリガナ											
氏名											
旧姓/ 通称名				生年月日	年 月 日	性別					
住所											
区分	二・小・原	他	二種	種							
				類							

お持ちのマイナンバーカードを確認し、該当する項目に○印を付けてください。

マイナンバーカードの有効期間確認結果
有効 ・ 期限切れ (抹消は可)
マイナンバーカードを紛失・再交付したことが
有 ・ 無

有の場合のみ

今回抹消するカードは最新のマイナンバーカード
はい ・ いいえ

いいえの場合のみ

マイナンバーカードに記録された運転経歴情報の記載事項変更	電話番号
有 ・ 無	

今回の抹消理由は紛失等していたものを発見したため
はい ・ いいえ

抹消理由

-----（この線から下には記入しないこと。）-----

備考

受付印

第4条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第13の次に次の1様式を加える。



## 別記様式第13の2

運転情報記録抹消届 年 月 日 新潟県公安委員会 殿 届出者 住 所 氏 名				
抹消 免許 情報 記録	免許の種類	免許情報 記録の番号	記録(書換) 年 月 日	記録した 公安委員会名
抹 消 理 由	1 免許が取り消されたため 2 免許が失効したため 3 特定免許情報の記録を受けた後において亡失した免許情報記録個人番号カードを発見又は回復したため (該当理由欄の番号を○で囲む)			

(細則第25条の2)

(新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

**第5条** 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟県公安委員会規則11号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(申請書等の提出)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 施行規則第5条第2項第1号ロ及び第2号ロに規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、<u>運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの写し及び自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の運転記録証明書</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(申請書等の提出)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 施行規則第5条第2項第1号ロ及び第2号ロに規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の運転記録証明書</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)	(略)	(略)	(略)
道路 交通 法 関 係	(1)～(56) (略) <u>(56)の2 道交法第95条の2第3項の規 定による特定免許情報の記録</u> <u>(56)の3 道交法第95条の2第4項の規 定による運転免許証の返納の受理</u> <u>(56)の4 道交法第95条の2第10項の規 定による免許情報記録の抹消</u> <u>(56)の5 道交法第95条の2第11項の規 定による運転免許証の交付申請の受理</u> <u>(56)の6 道交法第95条の4第1項の規 定による運転免許証の交付及び免許情 報記録の書換え</u> <u>(56)の7 道交法第95条の4第2項の規 定による免許の条件に係る事項の記載 及び記録</u> (57)～(74) (略) (75) 道交法第101条第3項の規定によ る免許証又は免許情報記録の更新の申 請に係る事務の円滑な実施を図るため 必要な事項を記載した書面の送付 (76) 道交法第101条第5項の規定によ る適性検査の実施 (77) 道交法第101条第6項の規定によ る運転免許証又は免許情報記録の更新 (78) (略) (79) 道交法第101条の2第3項の規定 による適性検査の実施 (80) 道交法第101条の2第4項の規定 による運転免許証又は免許情報記録の 更新 (81) (略) <u>(81)の2 道交法第101条の2の2第3 項の規定による免許情報記録の書換え の申出の受理</u> (82) 道交法第101条の2の2第4項の 規定による適性検査の実施 (83) 道交法第101条の2の2第5項の	(1)～(56) (略) (57)～(74) (略) (75) 道交法第101条第3項の規定によ る免許証の更新の申請に係る事務の円 滑な実施を図るため必要な事項を記載 した書面の送付 (76) 道交法第101条第4項の規定によ る適性検査の実施 (77) 道交法第101条第5項の規定によ る運転免許証の更新 (78) (略) (79) 道交法第101条の2第2項の規定 による適性検査の実施 (80) 道交法第101条の2第3項の規定 による運転免許証の更新 (81) (略) (82) 道交法第101条の2の2第2項の 規定による適性検査の実施 (83) 道交法第101条の2の2第3項の	

規定による更新申請書の内容及び適性検査の結果の通知  
 (84) 道交法第101条の2の2第6項の規定による講習を受けた旨の通知  
 (85) 道交法第101条の2の2第7項の規定による適性検査の実施及びその通知  
 (86) 道交法第101条の3第2項の規定による運転免許証又は免許情報記録の更新の拒否  
 (87)～(94) (略)  
 (95) 道交法第103条の2第6項の規定による仮停止通知書の送付(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)  
 (96)・(97) (略)  
 (98) 削除  
  
 (99)・(100) (略)  
 (101) 道交法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書交付申請の受理  
 (102) 道交法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付  
 (102)の2 道交法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録申請の受理  
 (102)の3 道交法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録  
 (103) (略)  
 (104) 道交法第106条の3第1項及び第2項の規定による運転免許証の返納の受理及び交付  
 (105) 道交法第106条の3第4項及び第5項の規定による運転免許証の提出の受理及び返還  
 (105)の2 道交法第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消  
 (105)の3 道交法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え  
 (105)の4 道交法第106条の5の規定による運転免許証の交付及び免許情報記録の書換え  
 (106)～(144) (略)  
 (145) 道交法施行規則第30条の7第5項の規定による運転免許の取消処分者に対する通知  
 (146) 道交法施行規則第31条の4の7の規定による免許関係事務を委託する法人の認定基準の作成  
 (147)・(148) (略)

規定による適性検査の結果を記載した書面及び更新申請書の送付  
 (84) 道交法第101条の2の2第4項の規定による講習を受けた旨の通知  
 (85) 道交法第101条の2の2第5項の規定による適性検査の実施及びその通知  
 (86) 道交法第101条の3第2項の規定による運転免許証の更新の拒否  
 (87)～(94) (略)  
 (95) 道交法第103条の2第5項の規定による仮停止通知書及び運転免許証の送付(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)  
 (96)・(97) (略)  
 (98) 道交法第104条の3第5項の規定による保管免許証の受理と停止期間満了後の返還  
 (99)・(100) (略)  
 (101) 道交法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書交付申請の受理  
 (102) 道交法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付  
 (103) (略)  
 (104) 道交法第107条第1項及び第2項の規定による運転免許証の返納の受理及び交付  
 (105) 道交法第107条第3項及び第4項の規定による運転免許証の提出の受理及び返還  
 (106)～(144) (略)  
 (145) 道交法施行規則第30条の9第4項の規定による運転免許の取消処分者に対する通知  
 (146) 道交法施行規則第31条の4の2の規定による免許関係事務を委託する法人の認定基準の作成  
 (147)・(148) (略)

<p>(149) 道交法施行規則第37条の2の2第2項の規定による命令書の交付 (150) (略) (151) 道交法施行規則第38条第18項の規定による講習終了証明書の交付 (152)～(158) (略) (159) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「<u>教習課程指定規則</u>」という。）第7条の規定による特定届出自動車教習所に対する報告又は資料の提出要求 (159)の2 <u>教習課程指定規則</u>第8条の規定による指定教習課程に係る指定の取消し及びその通知（道交法第99条第1項の規定による指定自動車教習所としての指定をしたときに限る。） (160)～(223) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(149) 道交法施行規則第37条の2第2項の規定による命令書の交付 (150) (略) (151) 道交法施行規則第38条第17項の規定による講習終了証明書の交付 (152)～(158) (略) (159) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第7条の規定による特定届出自動車教習所に対する報告又は資料の提出要求</p> <p>(160)～(223) (略)</p> <p>(略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第34号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和7年3月21日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

1 区分、実施日時及び定員

区 分	実 施 期 日	実 施 時 間	定 員
空港保安警備業務2級	令和7年4月25日(金)	午前9時から 正午まで	各10人
施設警備業務2級			
交通誘導警備業務2級			
貴重品運搬警備業務2級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部意見聴取事務室

3 対象者

(1) 空港保安警備業務2級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級又は2級に合格した者

(2) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者

## (4) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者

## 4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

## 5 申請手続

## (1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

## ア 申込期間

令和7年4月10日(木)及び同月11日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

## (2) 審査申請書の提出等

(1)により事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

## ア 提出期間

令和7年4月16日(水)及び同月17日(木)の各日の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

## イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

## ウ 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

(7) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(イ) 旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)の写し1通

(ウ) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、新潟県内に住所があることを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し、免許情報記録個人番号カードの表面の写し等)又は新潟県内の営業所に属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

## エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

## 6 審査手数料

## (1) 金額

4,700円

## (2) 納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、納付された審査手数料は、還付しない。

## 7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

## 8 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)